

監査公表第 25 号（平成 23 年 3 月 2 日、県公報第 3225 号）
公営企業（病院・企業局）定期監査結果の報告に基づき講じた措置

保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局 2 事業所について実施した公営企業定期監査の結果報告（平成 22 年 11 月 15 日 22 監総第 301 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 23 年 3 月 2 日

福岡県監査委員	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男
福岡県監査委員職務執行者	工 藤 壽 文

22 福企管第 1186 号
平成 23 年 1 月 31 日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 日野 喜美男 殿

企業管理者 山田 修嗣

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 22 年 11 月 15 日 22 監総第 301 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企業局	松瀬ダム建屋修繕工事において、廃棄物処理費の数量及び共通仮設費、現場管理費並びに一般管理費の算出を誤ったため、積算過大となっている。	複数職員による精査を徹底し、再発防止に取り組み、適正な設計積算に努める。